附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十八号」を「第三十九号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十九号

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年十月二十一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十号

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第八条第三号、第十三条第一項（同法第二十九条第三項前段において準用する場合を含む。）、第二十一条及び第二十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第五条第一項及び第六条」を「第八条第一項及び第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一号中「第二十一条第一号」を「第四十四条第一号」に改め、同条第二号中「第二十一条第二号」を「第四十四条第二号」に改め、同条を第十条とする。

第六条を第九条とする。

第五条第一項中「第二十二条第三項」を「第四十五条第三項」に改め、同条を第八条とする。

第四条第一項中「第二十二条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第三条中「第二十一条第一号」を「第四十四条第一号」に、「第二十二条第四項」を「第四十五条第四項」に、「第八条」を「第十一条」に改め、同条を第六条とする。

第二条中「第七条第四項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十九条第三項において準用する法第十三条第一項の規定により納付しなければならない受験手数料の額は、五千七百円とする。

第二条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（登録事項の変更等の手数料）

第四条　法第二十一条の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百円とする。

（登録手数料）

第五条　法第二十三条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一万七百円とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（法第八条第三号の政令で定める情報処理に関する法律の規定）

第二条　法第八条第三号の政令で定める情報処理に関する法律の規定は、次のとおりとする。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二及び第百六十八条の三の規定

二　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第十一条から第十三条までの規定

附　則

この政令は、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月二十一日）から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三